

募集要項

1. 雇用関係の有無

あり（非常勤一般職・副業ができます。）

2. 業務概要

町では次の業務を行う人材を「一戸町地域おこし協力隊」として募集します。

【教育分野】町の子育て支援策として「ICT活用学習支援」（小学生にむけたICTを活用した学習支援）を行います。

具体的に次のような業務を想定しています。

- (1) 小学生に向けたタブレットを利用した塾形式の学習支援
- (2) 小学生に向けた長期休暇を利用したプログラミング教室の運営協力
- (3) 中学生、高校生に向けた学習支援施策の策定支援（町と協力）

★地域おこし協力隊の任期を満了後、自主事業をしながら町内で自立される場合は、各種支援制度がありますのでご相談ください。

3. 募集対象

- (1) 3大都市圏（注1）と政令指定都市又は地方都市（全部または一部が過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、概ね20歳～50歳未満（平成29年4月1日現在）の方で、一戸町地域おこし協力隊員として、採用後、一戸町に住民票を異動させることが可能な方（任用を受ける前に既に一戸町に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）は含まない。）

（注1）3大都市圏：関東圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、東海圏（岐阜県、愛知県、三重県）、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）

- (2) 心身ともに健康で、地域活動に意欲を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図ることができる方
- (3) 教育に興味があり、また過去に小学校や学習塾での職歴を有し、（将来は応募された分野で）自立を目指す方で、任期満了後も一戸町に定住する意欲のある方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (5) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）やタブレットの一般的な操作ができる方
- (6) 他地域にむけて、ブログやSNS等で情報発信を行える方

4. 募集人数

2名程度 ※選考の結果、募集人数を下回ることもあります。

5. 勤務地

岩手県一戸町内

6. 勤務時間

- (1) 原則週5日、1日6時間以内で週30時間とします。
- (2) 業務は、放課後学習の性質から平日15時～21時ですが、長期休暇などは午前中から勤務をお願いする場合があります。

7. 雇用形態・期間

- (1) 非常勤一般職として採用します。副業する際は必ず事前にご相談ください。
- (2) 雇用期間は、原則、採用の日から平成30年3月31日（最長3年を経過する日まで延長）赴任の時期は、協議の上、決定しますが、12月1日までの赴任を期待します。

8. 給与・賃金等

月額180,000円（賞与無し）

ただし、扶養義務を負う配偶者を同伴して転入する場合は、30,000円加算します。

9. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- (2) 住居は、町と隊員が協議のうえで決定し、家賃は予算の範囲内（50,000円上限）で町が補助します。
- (3) 引っ越しに係る経費、入居時の敷金等は隊員の負担となりますが、一部補助として着任後、次に計算される額の合計額をお支払いします。（上限30万円）
 - ① 職員等の旅費に関する条例に基づく移転料（「2級、1級の職務にあるもの」を適用します。）、着後手当及び扶養親族移転料
 - ② 敷金等補助として、家賃2カ月分に相当する額
- (4) パソコンは町が用意したものを使用していただきます。
- (5) その他業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意します。
- (6) 有給休暇あり（年間10日）

10. 申込受付期間

平成29年9月1日（金）～9月20日（水）必着

11. 審査方法

書類審査及び面接審査による。

- (1) 第一次選考（書類審査）

受付期間終了後、書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書等で通知します。

① 提出書類（提出された書類は返却しません。）

ア 一戸町地域おこし協力隊員応募用紙

イ 一戸町地域おこし協力隊員応募レポート

※一戸町ホームページよりダウンロードしてください。

② 提出先

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

一戸町役場 総務部 まちづくり課

TEL：0195-33-2111

FAX：0195-33-3770

Eメール：machi@town.ichinohe.iwate.jp

(2) 第二次選考（面接審査）

第一次選考合格者について面接を行います。平成 29 年 10 月上旬を予定していますが、詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

選考会場は一戸町になります。

第二次選考試験（面接）に参加される方については、町の旅費規程に基づいた公共交通機関の運賃相当額の半額を支給します。自動車で来庁する場合でも、公共交通機関を利用した場合の運賃相当額の半額を支給します。

(3) 採用可否結果の通知

可否の結果は平成 29 年 10 月下旬に文書で通知します。

※ 選考内容についてはお答えできません。

12. その他

(1) 日常生活で自家用車が必要となりますので、自家用車の持込みをお勧めします。

(2) 地域おこし協力隊として不適切と判断した場合は、任期中でもその職を解く場合があります。

(3) 地域おこし協力隊員の任期中は、「ICT 活用学習支援」で小学生にむけた ICT を活用した学習支援を行います。任期満了後、自立される場合は各種支援制度等がありますのでご相談ください。